

諮問日：令和5年7月24日（令和5年度（情）諮問第23号）

答申日：令和6年1月24日（令和5年度（情）答申第38号）

件名：東京地方裁判所における裁判事件に関する、司法記者クラブに対する情報提供の方法が書いてあるマニュアルその他の文書についての一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

裁判事件に関する、司法記者クラブに対する情報提供の方法が書いてある東京地方裁判所作成のマニュアルその他の文書（最新版）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、(1) 司法記者クラブ加盟記者への各種対応基準（民事）（令和2年4月）及び(2) 司法記者クラブ加盟記者への各種対応基準（刑事）（令和2年4月）（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定した上で、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和5年4月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書の不開示部分が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書は、東京地方裁判所における報道機関に対する便宜供与の取扱

いを類型化したものであり、本件不開示部分は、その便宜供与の取扱いが具体的に記載されている部分である。報道機関に対する便宜供与については、最終的には裁判体の意向を確認するなどした上で、個別の事案に応じて判断することになる性質のものであるため、本件不開示部分の記載はあくまでも事務便宜上の目安にすぎないのに、本件不開示部分を公にすることで、本来は事務便宜上の目安にすぎない上記記載に照らして具体の便宜供与の当否が問われることとなり、広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法5条6号）。

また、報道機関に対する便宜供与は、通常、報道機関からの要請を受けて行われるものであり、便宜供与を受けることも報道機関の取材活動であるところ、本件不開示部分を公にすると、報道機関の取材活動の存在及び内容が推知されるおそれがあり、報道機関における取材活動の自由を尊重することで築き上げられてきた報道機関との信頼関係が損なわれて、裁判所における広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同号）。よって、本件不開示部分は、同号に規定する不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年7月24日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月15日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 令和6年1月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、報道機関に対する便宜供与の具体的な方法及び内容が記載されていることが認められる。これらの記載内容を踏まえて検討すれば、本件不開示部分を公にすると、本来は事務便宜上の目安に過ぎない上記記載に照らして、具体の便宜供与の当否が問われることとなり、また、報道機関の取材活動の存在や内容が推知され、報道

機関における取材活動の自由を尊重することで築き上げられてきた裁判所と報道機関との信頼関係が損なわれるおそれがあり、裁判所における広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえることができる。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子